

佐賀県規則第7号

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年佐賀県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例第4条第2項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>浄化槽管理士の住民票の抄本及びその者の浄化槽管理士免状の写し</u></p> <p>(3) 略</p> <p>（器具）</p> <p>第11条 条例第10条第3項に規定する規則で定める器具は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>（帳簿の記載事項等）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>前項の帳簿の様式は、様式第10号のとおりとする。</u></p> <p>3 浄化槽保守点検業者は、<u>第1項の帳簿</u>を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間、当該帳簿を保存しなければならない。</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例第4条第2項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>条例第4条第1項第5号に規定する者の浄化槽管理士免状の写し</u></p> <p>(3) <u>条例第10条第3項に規定する浄化槽管理士が同項の研修を受講したことを証明する書類</u></p> <p>(4) 略</p> <p>（器具）</p> <p>第11条 条例第10条第4項に規定する規則で定める器具は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>（帳簿の記載事項等）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、<u>前項の帳簿</u>を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間、当該帳簿を保存しなければならない。</p>

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。